

Q358. 定額（固定）残業代制度導入の手順を教えてください。

定額（固定）残業代制度導入の手順は、以下のとおりです。

- ① 当該業務に通常必要とされる時間外・休日・深夜労働時間等の勤務実態を調査し、調査の経過及び結果を記録に残す。
- ② 調査結果に基づき、何時間分の時間外・休日・深夜労働に対する時間外・休日・深夜割増賃金を定額（固定）残業代として支払う必要があるのかについて協議決定し、記録に残す。
- ③ 「時間外勤務手当」「休日勤務手当」「深夜勤務手当」等、時間外・休日・深夜割増賃金の支払であることが明白な名目で定額（固定）残業代を支払う旨及び不足額があれば当該賃金計算期間に対応する賃金支払日に追加で支払う旨賃金規程に定めて周知させたり合意したりする。
- ④ 給料日には、「時間外勤務手当」「休日勤務手当」「深夜勤務手当」等、時間外・休日・深夜割増賃金の支払であることが明白な名目で、金額を明確に分けて給与明細に記載して支給する。